

府内藩の災害復興対策について

—十九世紀を中心に—

松川清香

始めに

本稿は近世府内藩の災害復興対策について論じていく。現在人間が生活する上で、最大の敵は自然の猛威であると思う。それは地震、嵐や極端な気候の変化などをはじめとする自然の力による災害である。人はその災害を避けようと川や海の増水に備え堤防を作ったりする現実的なものから、日照りのときに降雨を神仏に祈る雨乞いをする宗教的なものまで、さまざまな抵抗をしてきた。それでも多少のものは防ぐことが出来ても、すべてを完全に防ぐことは出来ない。そして、自然の力に破壊されたものは簡単には元に戻らず、人の力や金銭などが必要となり、更なる努力が必要となる。科学技術の発達した現代でもそれは簡単にはいかない。では、技術の発達していなかった時代ではどうだったのだろうか。この疑問のため災害復興対策について論じていきたい。

次に府内藩とは、豊後国（大分県）大分郡の大部分を領有した小藩である。文祿二年（一五九三）大友吉統（義統）の除国により、豊後国は大閣検地が行われ、早川主馬首（長敏）が代官として支配した。府内藩はこの頃始めて成立した。その後、竹中家や日根野家といった外様大名に支配され、万治元年（一六五八）松平（大給）左近将監忠昭が大分郡の内二万二二〇〇

石を領して豊後国高松より入封した。以来幕末まで府内藩は松平（大給）氏の領有するところとなる。延宝四年（一六七六）忠昭が隠居し、長子近陣襲封の時に、弟近鎮に一〇〇〇石新田五〇〇石、近良に新田一〇〇〇石を分知し、本藩領地高は二万一二〇〇石となった。その後、十一代、二二〇余年にわたり譜代大名の松平家によって在封され、明治四年に廃藩により大分県に編入される。⁽¹⁾

府内藩について知るために主に「府内藩記録」を使用する。「府内藩記録」とは、府内藩の藩政資料をまとめたものである。

次の表は、『大分県史 近世篇Ⅱ』の一〇七ページの第二七表にある府内藩の主な災害記録（損毛高五千石以上）である。

この表からは寛文六年（一六六六）から文久二年（一八六二）までの府内藩の災害の時期と損害などを知ることができる。府内藩では約二百年の間に三十二回の災害が起こった。そのうち二十回が風雨洪水に関するもので、これは全体の六二・五パーセントにあたる。府内藩の災害の多くは風雨洪水によるものだといえるだろう。

次の表①は天保七年から安政二年までの約二十年間の府内藩から幕府への届を「府内藩記録」からまとめたものである。この二つを照らし合わせて見ると、県史の表にはないものが一覧には見られ、県史の表だけでは十分でないことが分かる。

さらに、この表から災害がどのくらいの割合でおきているのか、その頻度を知ることが出来る。約二十年間で損毛届は六回、風雨届は七回、大地震・大火事の届はそれぞれ一回ずつだされている。このことから、損毛届・風雨届は三年に一度の頻度で出されている事が分かる。ただし、大地震・大火事の届は二十年間に一度のみであるので、どのくらいの頻度でおこっているのかは、資料からは分からない。しかし、この表でも風雨洪水による災害は一番多くみられる。

この中から、府内藩で最も多く見られる災害である風雨洪水と、頻繁にはおきないであろう災害の中から地震を選び、その二つの被害と府内藩の対策を論じていこうと思う。

第29表 府内藩の主な災害記録（損毛高5,000石以上）

年	時期	災害の種類	損 害 等
寛文6 (1666)	7月3～4日	風 雨 洪 水	民家530軒転倒
元禄11(1698)	10月21日	地 震	「所々破損」
〃 15	7・8月	風 雨 洪 水	「畑作少しも無き様に成る、田は少しは能く相成り候」
宝永4 (1707)	10月4日	地 震	「御城中御天守櫓・土塀・石垣井御家中屋敷、町家迄大破に至る」
享保17(1732)	夏	虫 害	損毛高16,700石余
享保1 (1741)	7月22日	風 雨 洪 水	「御家中城下共に所々破損」
延享1 (1744)	8月10日	風 雨 洪 水	損毛高 9,799石余
寛延1 (1748)	9月2日	風 雨 洪 水	損毛高 5,717石余
宝暦2 (1752)	8月10日	風 雨 洪 水	損毛高6,555石余
〃 5	秋	凶 作	翌6年2月に困初を払い下げ
〃 12	夏	旱 魃	損毛高12,544石余
明和2 (1765)	秋	風雨洪水・虫害	損毛高10,408石余
〃 6	7月28日	地 震	「城中櫓残らず破損」、潰家271
天明6 (1786)	6・7月	風 雨 洪 水	損毛鷹14,572石余
〃 7	5・6月	風雨洪水・虫害	損毛高 6,948石余
寛政11(1799)	?	?	5割の損毛
享和1 (1801)	秋	虫害・風雨洪水	損毛高 8,742石余
文化1 (1804)	8月29日	風 雨 洪 水	5割以上の損毛
文政4 (1821)	6・8月	風雨洪水・虫害	損毛高10,183石余
〃 11	7・8月	風 雨 洪 水	損毛高13,021石余
天保1 (1830)	7月8日	風 雨 洪 水	損毛高 5,117石余
〃 3	8・9月	風 雨 洪 水	損毛高 7,123石余
〃 6	夏	旱魃・風雨洪水	損毛高 8,917石余
〃 7	夏	風 雨 洪 水	損毛高15,438石余
〃 9	5回	風 雨 洪 水	潰家148・破損家671
弘化3 (1846)	夏・秋	風 雨 洪 水	潰家132・破損家2,718
嘉永3 (1850)	8月	風 雨 洪 水	「前代未聞の大風」「家居吹き崩れ、夥しき倒れ家有り」
安政1 (1854)	11月5日	地 震	「城中過半破潰、御家中町在共大破」
〃 5	9月	疫 病 流 行	「此筋流行ノ暴瀉病(コレラ)」
〃 6	8月	疫 病 流 行	コレラ流行
万延1 (1860)		凶 作	「田畑不熟にて百姓共必止難渋」
文久2 (1862)	5～8月	疫 病 流 行	「七月時分疫痢病、麻疹後の合病人多く死す、8月九月コロウリ流行、人多く死す」

『大分市史』『府内藩日記』『過去帳』『虫附損毛留書』などによる。

(『大分県史 近世篇Ⅱ』一〇七ページより)

表① 府内藩よりの幕府への届一覧

年	月 日	届	
天保七年	正月十三日	田畑御損毛御届之事	損毛届①
	八月十五日	風雨洪水ニ付御届之事	風雨届 1
	十月二十八日	田畑御損毛御届之事	損毛届②
天保八年	十月三日	御用米難船ニ付御届之事	
天保九年	十一月四日	風雨洪水ニ付御届之事	風雨届 2
	十二月二十三日	西三損ヶ村大火ニ付御届之事	大火届
天保十年	九月二十四日	殿様御不快ニ付御乗船御延引之段御届之事	
天保十一年	八月十四日	殿様御暇後御日数及三十日候ニ付御内用御出来之趣ニ而御発賀御延引御届之事	
	十一月二十三日	御損毛御届済之事	損毛届③
天保十二年		なし	
天保十三年		なし	
天保十四年	十二月二十日	異国船渡来之節武器并人数増方絵図面相添御届之事	
天保十五年		なし	
弘化二年		なし	
弘化三年	八月十三日	風雨洪水ニ付御届之事	風雨届 3
	十一月二十日	田畑御損毛御届之事	損毛届④
弘化四年		なし	
弘化五年	十一月十五日	田畑御損毛高御届之事	損毛届⑤
嘉永二年		なし	
嘉永三年	八月二十六日	大風雨洪水ニ付御届之事	風雨届 4
嘉永四年		なし	
嘉永五年	九月五日	風雨洪水御届之事	風雨届 5
	十一月七日	風雨洪水御届之事	風雨届 6
嘉永六年	正月二十日	旧冬御収納之上御損毛御届済之旨江戸表より申来之事	損毛届⑥
嘉永七年	十一月二十一日	四日之大地震ニ付御届之事	地震届
安政二年	八月二十三日	風雨ニ付破損所御届之事	風雨届 7

大分県立先哲史料館所蔵 府内藩記録 より作成

第一章 風雨洪水の藩の対策

第一節 風雨災害の被害

前に述べたように、府内藩では風雨洪水の災害が最も頻繁に起こる災害だった。「府内藩記録」の天保七年八月十五日「風雨洪水ニ付御届之事」によると、七月七日に風雨洪水があったことが分かる。この届には次のようなことが書かれている。

【史料1】³

一、同日中国路便を以大坂より六日幸便差立之、(中略) 且此表先月七日風雨洪水有之候ニ付、御届下書差遣之

豊後国府内私領内当春以来雨天勝ニ而五月九日より七月十三日迄之内、川水平水より九尺より壹丈八尺迄之洪水六度御座候、尤七月七日之良大風雨烈敷御座候、右天氣合故歟、土用中より冷氣ニ御座候間、山添之場所者數十ヶ村晚稻之分、一向穂ニ出不申候、早稻中稲も右ニ准し、極々実り方悪敷御座候、田畑道橋井出堤城中三之曲輪迄風雨洪水破損之覚

一、城内所々破損仕候

一、川水常水より壹丈八尺増申候

一、田畑高八千百六拾壹石九斗四升壹合

貳拾八石七斗五升

永荒

内 千六百七拾四石五斗九合

砂入当荒

六千四百五拾八石六斗八升貳合

水押

一、濡米大豆

千六拾俵

- 一、御高札倒 八ヶ所
- 一、往還道崩 壹万九千六百十間
- 一、井出崩 五千六拾三間
- 一、土手崩 千五百三十九間
- 一、田畑岸崩 七千四百三拾五間
- 一、川除石列土手崩 三千九百貳十間
- 一、井堰崩 千貳百五間
- 一、溜池崩 六ヶ所
- 一、浦手浪除崩 貳百拾貳間
- 一、石橋土橋落 百四ヶ所
- 一、潰家 九拾五軒
- 一、潰土蔵 貳拾七軒
- 一、倒木 三千七百五拾貳本
- 一、破損家 五百七軒
- 一、潰宮 貳ヶ所
- 一、潰地藏堂 三ヶ所
- 一、塩浜土手崩 四百貳拾五間
- 一、破船 四艘
- 一、溺死 貳人

一、死牛馬 五疋

一、塩家潰 拾軒

一、川除石垣崩 百五十九間

一、城中侍屋敷所々破損仕候

練堀千七百五十三間軒申候、三之曲輪内侍屋

内 敷床下江卷尺より卷尺三寸迄水入申候、潰土蔵式ヶ所

右之通御座候、田畑損毛之儀者収納之上追而可申上候、怪我人無御座候、先此段御届申上候、以上

七月 御名

御分知

豊後国府内私分知、当春以来雨天勝ニ而五月九日より七月十三日迄之内、川水平水ヨリ五尺より壹丈五尺迄之洪水六度御座候、尤七月七日良大風雨烈敷御座候、右天氣相故敷、土用中より冷氣勝ニ而一統晚稻之分者穂ニ出不申候、早稻・中稻も右ニ准シ極々実り方悪敷御座候、田畑道橋井出堤迄風雨洪水破損之覚

一、川水常水より壹丈五尺増申候

一、田畑高四百五拾石八斗貳合 損毛

一、往還道崩 八百拾間

一、井出崩 百五拾貳間

一、土手崩 七拾貳間

一、潰家 拾軒

一、破損家 四拾五軒

一、田畑岸崩 千式百五軒

一、井堰崩 七拾貳間

一、土橋落 拾三ヶ所

右之通御座候、田畑損毛之儀者収納之上追而可申上候、溺死怪我人等無御座、先此段御届申上候、以上

七月 御名

意識すると、

「一、同日、中国路便をもって大坂より六日幸便でこの手紙を送ります。(中略)そして、この表の先月七日に起こった風雨洪水について、届の下書きを差し遣わします。

豊後国府内私領内は今年の春以来雨天がちで、五月九日から七月十三日までの内に、川の水位が通常よりも九尺から一丈八尺まで増す洪水が六度御座いました。その中でも七月七日のものは、良の大風雨の激しいもので御座いました。それらの天気のためか、土用中の頃から寒く冷たい気候になりましたので、山添いの場所にある十ヶ村の村々は晩稲の分の穂が一向に出ませんでした。また、早稲・中稲も晩稲と同じような状況で、とても実りが悪いので御座います。田畑・道・橋・井出・堤・城中・三之曲輪などの風雨洪水の破損を記したものです。

右の通りで御座います。田畑の損毛については農作物を取り入れた上で追って申し上げます。怪我人は御座いません。まず、この分だけを届け出ておきます。

七月

御名

御分知

豊後国府内私分知は今年の春以来雨天がちで、五月九日から七月十三日までの内に、川の水位が通常よりも五尺から一丈五尺まで増す洪水が六度御座いました。その中でも七月七日のものは、良の大風雨の激しいもので御座いました。それらの天気のためか、土用中の頃から寒く冷たい気候になり、すべての晩稲の分の穂が出ませんでした。また、早稲・中稲も晩稲と同じような状況で、とても実りが悪いので御座います。田畑・道・橋・井出・堤・城中・三之曲輪などの風雨洪水の破損を記したものです。

右の通りで御座います。田畑の損毛については農作物を取り入れた上で追って申し上げます。溺死・怪我人は御座いません。まず、この分だけを届け出ておきます。

七月

御名

となる。

このことからこの年には約二ヶ月の間に六度の洪水があったことが分かる。一尺を約三〇センチメートルとして計算しても、約二七〇センチメートルから五四〇センチメートルも水位が増す洪水が何度もあったことになる。分知でも五尺から一丈五尺の洪水が六度おこっている。現在とは違い少しの雨でも大きな洪水になったのではないだろうか。

このため被害も大きいようで、分知の分も含わせると往還（道路）が五八七三間（約三万五三〇〇メートル）も崩れ、石橋土橋が一七ヶ所落ち、一〇五軒の家が壊れ、五五二軒の家が破壊されたことが分かる。

史料中にある分知とは、江戸時代に大名・旗本が所領の一部を親族に分与することである。府内藩の場合、延宝四年（一六

七〇 松平忠昭が隠居し、長子近陣襲封の時に、弟近鎮に一〇〇〇石新田五〇〇石、近良に新田一〇〇〇石を分知した合わせ
て二五〇〇石の事を言う。

十月三日にも届が出ている。七月の風雨洪水で、「右雨天統ニ而土用中冷氣御座候間、山添之場所者数ヶ村晚稻之分一向出穂
無之、外村々茂、右ニ准し実入方不宜、田畑痛強御座候、」とある。これは、寒冷な気候のために田畑の作物の作柄が悪いとい
う内容である。山添いの村では寒さのため稲ができず、大きな被害が出ていることが分かる。
次に天保七年十月二十八日の届を見ると、どのくらいの損毛があったのかが分かる。

【史料2】

一、同日、中国路使を以江戸江八日幸便差遣之

覚

一、田畑御損毛

御届下書

一、御尋ニ付脇道往還人馬賃銭

同断

一、自筆封印状

壱封

甚大夫江

三人より

一、同

壱封

伝次助福江

三人より

豊後国府内私領分当春以来雨天勝ニ而五月九日より七月十三日迄之内、川水平水より九尺より壹丈八尺迄之洪水六度
有之、就中七月七日者大風雨烈敷御座候、右天氣故歟、土用中より冷氣ニ御座候而山添之場所者数ヶ村晚稻之分一

向穗ニ出不申、其後茂全体雨繁ニ而冷氣強、一統早立実り方格外不宜皆無之場所多御座候、尤田畑損毛之儀者追而可申上段、先達而御届申上置候、此節収納仕候田畑高老万五千四百三拾八石余損毛ニ御座候、此段御届申上候、以上

月日 御名

御分知

豊後国府内私分知当春以来雨天勝ニ而、五月九日より七月十三日迄之内、川水平水より五尺より壹丈五尺迄之洪水六度有之、就中七月七日より大風雨烈敷御座候、右天氣故敷、土用中より冷氣ニ御座候而、山添之村者一統風痛早立等ニ而晚稻之分ハ穗ニ出不申、其後茂全体雨繁冷氣強、実り方格外ニ悪敷、皆無之場所多御座候、尤田畑損毛之儀者、追而可申上段、先達御届申上置候、此節収納仕候処、田畑高千五拾貳石余損毛ニ御座候、此段御届申上候、以上

月日 御名

この届は八月十五日の届では判明していなかったため報告していなかった作物の取高を追加し、最終的な損毛の状況を具体的な数値で表している。意識すると、

「一、同日、中国路便の使いをもって江戸へ八日の幸便を差し遣わします。

覚

一、田畑御損毛 御届下書

一、御尋ニ付脇道往還人馬賃錢 同断

一、自筆封印状 壹封

甚大夫江 三人より

一、同 壹封

豊後国府内私領分は今年の春以来、雨が続きがちで五月九日から七月十三日までの内、川の水が通常の水位より九尺から一丈八尺までの洪水が六度ありました。その中で七月七日は大風雨の激しいもので御座いました。それらの天気のためか、土用中より寒冷的な気候になりましたので、山添いの場所は数十ヶ村晩稲の分の穂が一向に出ず、その後も全体に雨が多くて寒さは強く、みな早立の実り方は並外れて悪く、皆無の場所も多く御座いました。もっとも田畑の損毛のことはおって申し上げる次第で、先だってお届け申し上げ置きました。この節は収納仕りました田畑高、一万五千四百三十八石あまりの損毛で御座います。この次第を御届け申し上げます。以上

月 日

御名

御分知

豊後国府内私分知は今年の春以来、雨が続きがちで五月九日から七月十三日までの内、川の水が通常の水位より五尺から一丈五尺までの洪水が六度ありました。その中で七月七日は大風雨の激しいもので御座いました。それらの天気のためか、土用中より寒冷的な気候になりましたので、山添いの村はみなひどく厳しい早立などで、晩稲の分の穂は一向に出ず、その後も全体に雨が多くて寒さは強く、実り方は並外れて悪く、皆無の場所も多く御座いました。もっとも田畑の損毛のことはおって申し上げる次第で、先だってお届け申し上げ置きました。この節は収納仕りましたところ、田畑高、千五十二石あまりの損毛で御座います。この次第を御届け申し上げます。以上

月 日

御名

となる。文章中より、藩領地の田畑高一五四三八石、分知では一〇五二石が損毛していることが分かる。藩領地高は二万二〇〇石、分知では二五〇〇石であるので、それぞれ約七二・八パーセント、約四二・〇パーセントが損毛したことになる。双

方とも大變な被害があつたことが分かる。

第二節 藩の対策

藩はこの風雨洪水に対してどのような対策をしていたのであろうか。

1、十月の触書

この様子が分かる史料に次のものがある。この史料は天保七年十月三日のもので、藩が町と村に触書を出しているものと売買についての触書である。

【史料³⁾】

一、同日御領分秋作不熟ニ付一統極々飯米之類差支、彼是下方茂及難渋候、奥中郷ニ到り候而格外難渋之者有之候段相聞候
触候様、相同、御用人方御家人江相触候様申達、猶又大目付江も相渡候、町郡奉行申渡之、

町

当秋作之義者世間一統凶作ニ而近比者別而米価高直ニ相成候処、御隣郷津留メ有之、御城下一統取暮難渋之事ニ候、御領分奥郷ニ至候而ハ別而早立強、夏作之根付も無覚束、村々有之中ニも蛇口組雲取村之義者、格外之凶作ニ而皆無之趣相聞、唯今より食物無之、木之実茅ノ実等持り取、色々之稼ニ而漸々其日を送り候故、大小庄屋申談、穀類母子及内談候程之義ニ而、誠ニ以人情之暑事ニ而、寄特之到り候、依之賞美申渡候、實以此度之儀ハ、兼々穀類払底之上、凶作ニ付毎茂通出穀無之、飯米之敷難渋強ク相聞、苦々敷事ニ候、夫ニ付ハ万々一離散ニおよび候而者、先々被對御領主江、上之御恥辱御不外聞候間、庄屋初宿老者共申合、得与其段勘弁いたし、同丁ハ勿論、他町他村迄茂無油断相廻り、五人組合、

且ハ有力之ものよりも難洪之向救立、離散等無之、精々心を付可申候、格外志厚ク世話筋届候ものハ、早々可申候、自然難洪ニ廻り不法之儀共、有之候而者、却而御時節別而御厄介ニも相成候而者、彼是相含人氣穩ニ為取続、世話筋行届候様可被申付候、申迄茂無之候得共、尚又右様之時節、火之元別而念入可申候、右之通町四ヶ所并東西庄屋共江可申付候、

但格外之思召を以相達候間、庄屋宅并宿老共方江急度召呼、夫々江不洩様可申渡、此儀精々可被申渡之

郷中

当秋作田畑共実り方悪敷一統難洪之趣相聞、中ニも奥郷之儀者山添冷水之村々者別而早立強、皆無之場所も有之、夏作根付之手当も無之、木之ミ茅之ミ取り、種々相稼、漸々夏を送り候段相聞、分而難洪之義厚察候、然ル処雲取村之儀者、格外之凶作ニ而難洪之趣ニ而、大小庄屋共相察穀頼母子仕立、彼之村へ初座を差遣候様ニ及内談候程之儀ニ而、当時ハ銘々難洪之中ニ右様之義、実以人情之厚キ処ニ而奇特至ニ候依之世話筋の大小庄屋共江者、賞美申渡候事ニ候、尤世間も同様之年柄ニ而穀類払底之時節日々食物も無之、無是非及離散候而者、行先之被對御領主、上之御恥辱ニも相成候事故、此処得与助弁いたし、大庄屋組頭五人組合之者共、能々申合、村中并近キ処者他村迄茂相廻り無油断相互ニ心を付合、御不外聞之義共無之様、精々心添可申、万一世話筋不行届候へ者、無抛離散之ものも及出来、不法之儀ニも相成候、尚又有徳之百姓者当年柄之儀格別相心得、如何様共談シ合、相成丈ケ難洪之もの相助け人氣穩ニ居住致候様是又精々心を添可申、格外ニ助力等行届候もの有之候ハバ、早々可申出候、尚又申迄も無之候得共、ケ様之時節、別而火之元允念入候様、急度可被申付之、

十月

当秋作世間一統凶作ニ而近頃ハ別而米価高直ニ而御城下一統難渋ニ付、売買向之儀、左之通御城下之者江相達候間、万一心得違ニ而高利之売買候者有之候ハバ、無用捨其筋江早々可申出候、

一、売買之儀者米価高直ニ而右ニ准シ諸色高直ニ相成候儀者相当之義ニ者候へ共、ケ様之時節、平日与者違、銘々難渋ニ而取統候事ニ候間、人情相互之事候間、相成丈高利之売買無之様ニ相心得、別而小前小前、米価之手当ニ難渋之義故、尚更仁情売買有之度事ニ而候間、此処も庄屋宿老共申合、尚又心を添人氣神妙ニ取統候様可被申付候、兼而右之義ハ、右達置候得共、兎角上を輕し等閑ニ相心得、ケ様之時節を幸ニ、我欲ニ迷い心得違之もの有之儀ニも相聞候へ者、此節ハ御用捨ニ而、此上万一心得違之もの有之候へ者、御糺之上庄屋宿老組合親類者迄も、急度御答被 仰付候間、其節ニ到り、上御恨ミ不申候様、兼而実体之売買可申候、右之趣、町役人之於宅急度申付候様可申渡之、

これを意識すると、

「一、同日、御領分の秋の作物の不熟について、極めて飯米の類に差し支え、ほとんどの民が難渋しています。奥中郷に到りましては、並外れて難渋している者がいる次第と聞きます。その上、いろいろな品物が高値になっているため、在町なども左の通り触を出し、指示を求め、御用人方の御家人へ触れを出すよう申し達しました。その他に大目付へも渡しました。町郡奉行にも之を申し渡しました。」

町

今年の秋の作物については、世間がみな凶作であることについて、近頃はとりわけて米価が高値になっておりますところ、御隣郷は津留されておりませう。御城下はみな暮らして難渋しております。御領分の奥郷に到りましては、とりわけて早立が強く、夏の作物の根付けのおぼつかなく、村々がこの状態の中にも蛇口村・雲取村については並外れて凶作で皆無の様子だと聞きます。唯今より食物が無く、木の実・茅の実などを採り、いろいろの稼ぎで徐々にその日を送って

おります。そのため、大小庄屋が申し話すこと、穀頼母子の内談に及びましたほどであって、誠にもって人情に厚いことで、奇特の至りで御座います。これによって賞美を申し渡しました。本当にこの度の事は、廉々、穀物の類がすっかりなくなつてしまつた上に、凶作に付き出回る穀物も無く、飯米が乏しく難澁が強いと聞きます。苦々しい事で御座います。それに付き万一離散に及びました時は、将来御領主に対され、上の御恥辱の評判になりますので、庄屋初宿老などは話し合い、篤とその段の考えをわきまえ、同丁は勿論他の町、他の村までも油断なく回り、五人組合、かつ有力の者も難澁の者を救い、離散等を無く、精一杯氣を付ける様申すべきで御座います。並外れて志厚く人のために尽力する性質の者は、すぐさま申すべきで御座います。自然に貧乏になり法に背く人と一緒にその人があれば、かえつて時世のため特に面倒なことにもなりかねません。あの人もこの人も人氣穏やかに過ごすため、人のために尽力する性質の者は申し付けるべきで御座います。申すまでも無いけれども、右のような時期は、火の元を特に念入りに申すべきで御座います。右の通り、町の四ヶ所、並びに東西庄屋へ申しつけなければなりません。ただし、普通には無いお考えの達しでありますので、庄屋宅並びに宿老方へ素早くお呼びになり、それぞれ洩らさない様に申し渡さなければなりません。この事を精一杯申し渡されるべきであります。

郷中

今年の秋の作物は田畑共に実りが悪く、みな難澁している様子だと聞きます。中にも奥郷について言えば、山添いの冷水の村々はとりわけて早立が強く、皆無の場所もあります。夏の作物も根付の手当でもありません。木の実・茅の実を採り、いろいろと稼ぎ漸々と夏を送っている次第と聞きます。分けて難澁については厚く察します。そうしているところ、雲取村について言えば、並外れて凶作で難澁している様子で、大小庄屋たちが察し穀頼母子を致し、あの村へ初座を差し遣わす様に及び、内談をすることで、当時は銘々難澁している中に右の様なことは、実に人情に厚いことで、奇

特の至りで御座います。これによって世話をする大小庄屋たちへは賞美を申し渡しました事で御座います。尤も世間も同様の年柄で、穀物の類がすっかりなくなってしまうた時節、日々食物もありません。仕方なく離散に及びました者は、行く先の御領主、上の御恥辱になりますので、このところ篤と考えをわかまえ、大小庄屋・組頭・五人組合の物たちはよくよく話し合い、村中並びに近い所では他村までも回り、油断なく相互に注意しあい、外に聞こえることのない様に精一杯注意を申すべきです。万一、世話の行き届かなかった時は、離散の者も出来、法に背くことにもなります。なお、徳のある百姓はこのような年であっても、格別に心得、どの様にも共に話し合い、なるべく難渋の者助け、人氣穏やかに居住出来る様に精一杯注意するよう申すべきです。並外れて助力などが行き届いている者があるならば、早々に申し出なさい。なお、申すまでも無いけれども、このような時期は、特に火の元を念入りにする様、嚴重に申しつけなければなりません。

十月

今年の秋の作物は世間がみな凶作で、近頃はとりわけて米価が高値で御城下一同難渋していることにつき、売買について、左の通り御城下の者に達しますので、万一考え違いで高利の売買をしている者があるならば、容赦なくその筋へ早々に申し出なさい。

一、売買について米価が高くなっていて、右のように様々な品物が高値になっていることについては相当のことです。が、そのような時期は、通常の日とは違い銘々が難渋で取り続ける事になりますので、人情は相互のことです。であります。なるべく高利の売買が無い様に心得なさい。とりわけて小前小前は米価の手当てに難渋しているために、尚更思いやりの心を持った売買をすることがありますので、このところも庄屋・宿老たちと話し合い、また、注意し人氣素直に取り続ける様申し付けなさい。兼ねての理由は達しおいたけれども、兎に角、上を軽んじ、疎かに考え、このような時期を幸いに

我欲に迷い道理に外れた行為をするものがあれば、この節は容赦し、この上第一道理に外れた行為をするものがあれば、取り調べた上で庄屋・宿老・組合・親類者までも嚴重に咎めを仰せ付けられるので、その節に至って、上に恨みを申さないよう、兼ねてから実直な売買をしない。右の趣旨を町役人宅に必ず申し付ける様申し渡しなさい。」

となる。この触書からは次のようなことが分かる。

第一に、秋作不熟による凶作で飯米が不足していることである。特に中郷と奥郷の被害がひどい。奥中郷とは府内藩の奥郷と中郷のことである。府内藩では、領内を町組・里郷・中郷・奥郷、と四つの地域に分けていた。町組には、城下町に加え、周辺農村である西三カ村と東五カ村が含まれる。また、領内の残りの村を何カ村かごとにまとめたものを村組とした。さらに三組を一郷とし、城下に近いものから里郷・中郷・奥郷の三郷に分けたということである。^⑨町組と村組の仕組みについては、『大分県 近世篇Ⅱ』四五、四八ページの第十四表、第十五表から分かるだろう。その中でも蛇口村・雲取村の凶作が最もひどく、木の実・茅の実などを採り食べているぎりぎりの状態が続いているようである。

第二に、隣郷が津留されていることである。津留とは、近世、幕府や藩が飢饉の際や物価調節・産業保護のために領内のため領内からの物資の移出を一時的に禁止または制限することである。米価が高値になったことから、米の流出を防ぐとともに、物価の安定のために行われたようである。

第三に、「穀頼母子」についてである。頼母子のその基本的な方法は複数の人々で講をつくり、金などを出しあい、それを籤引きで講中の誰かが受け取り、講中全員がそれを受け取るまでくりかえす。^⑩この場合、「穀」頼母子なので金ではなく穀類で行われたのだろう。これによって困窮者が食糧を得ることが出来た。この「穀頼母子」が村や町で自主的に行われたため、領主が賞美を出したということである。

第四に、離散についてである。凶作により飯米が乏しく難渋が強いために、離散に及ぶ民が出ないように注意がされている。庄屋・初宿老などは話し合い、同丁のほかに他の町、他の村までも見回りをするように、また、五人組合や有力の者は難渋の

第14表 町組のしくみ

町組	町・村
府内	唐人町、名号小路町、於北町、桧物町、東上市町、中上市町、西上市町、鍛冶屋町、京町、革屋町、大工町、魚町、茶屋町、白銀町、西小路町、桜町、室町、西町、清忠寺町、上柳町、中柳町、下柳町、竹町、塗師町、田町、今在家町、寺町、上紺屋町、下紺屋町、東新町(松末)
松末	中町、下市町、稲荷町、胡町、万屋町、長池町、北町、東町、中横町、塩九升町、東新町(府内と入会)
千手堂	小物座町、天神町、後小路町、古川町、米屋町、元町
笠和・同慈寺	笠和町、細工町(同慈寺)
西三か村	勢家町(一部は西新町・堀川町・船頭町・沖ノ浜町として町場の扱いをうけた)、駄原町・長水(駄原村枝郷)、生石村
東五か村	牧村、萩原村、花津留村、中津留村、今津留村

(『大分県史 近世篇Ⅱ』四五ページより)

第15表 三郷と村組

郷	村組	村
里郷 19か村 (6681.458)	羽田・下郡 (1459.976)	羽田村、下郡村
	古国府組 (1811.962)	六坊村、津院村、豊饒村、畑中村、古国府村、羽屋村
	上村組 (1861.991)	太平寺村、尼ヶ瀬村、奥小路村、上村、竹上村、田中村、永興村、井蕪村
	賀来組 (1547.529)	賀来村、中尾村、野田村
中郷 33か村 (6276.064)	来鉢組 (2631.177)	田浦村、白木村、大山村、志手村、椎迫村、来鉢村、金谷迫村、由原村、黒野村、古原村、三船村、東院村
	内成組 (1657.177)	七會子村、内成村、宮苑村、新村、高崎村、山口村、中畑村、平床村、田代村、埴坪村、時松村、朴木村
	下市組 (1987.71)	小野津留村、国分村、平横瀬村、下市村、上市村、鶴田村、向原村、中村、海老毛村
奥郷 37か村 (6298.368)	蛇口組(武宮組) (2043.652)	蛇口村、樺木村、五福村、久保村、岩下村、透内村、甲斐田村、桑畑村、小原村、東家村、六郎丸村、雲取村、平良石村、中無礼村、武宮村
	橋爪組 (2010.523)	橋爪村、茗原村、畑田村、中尾村、田口原村、瀬口村、宗寿寺村、竹中村、影戸村、柚木村、平原村、小狭間村
	野畑村 (2244.193)	野畑村、富村、後田村、入小野村、上淵村 [※] 、中淵村 [※] 、直野内山村 [※] 、奈良田村 [※] 、瓜生田村 [※] 、下田向村 [※]

四五

1. 万治元年(1658)「御取ヶ郷帳」(府内藩記録)から作成。
2. ※は分知領、ただし、上淵村は本藩領との相給。
3. ()は石高。

(『大分県史 近世篇Ⅱ』四八ページより)

者を助けるようにといている。住民同士の相互扶助に頼ることが多いようだ。

最後に、「普通には無いお考えの達しである」と書かれていることから、通常には無い非常事態であることが読み取れる。次の触書では、売買について詳しく書かれている。今までの触書では、注意を呼びかけることがほとんどで強制するようなことはなかったが、この触書ではある点において、厳しく規制するようである。そのある点とは売買についてであり、秋の作物が凶作であることから米価が高値になっていることに対し、物価の変動が無いように注意すると共に、高利の売買をすることを禁止している。

今までに高利の売買をしていたものは罰せられないが、この後もそれを続けるものには咎めを受けるようである。そのものは取調べを受けた上で咎めを受けるが、それは本人だけではなく庄屋・宿老・組合・親類者までもが罰せられる。監督不行き届きということで罰せられるのか、又は監視を強化するための抑制なのかもしれない。

2、上納の容赦

次の史料では、藩は五ヶ年の上納銀を在町に頼んでいたことが分かる。

【史料⁴¹】

一、同日在町江兼而御頼筋被 仰付候処、作向不熟、一統難渋ニ付、当年上納御用捨被成候付、左之通相触候様、書付町郡奉行江相渡之

御勝手向御差支ニ付五ヶ年之間、夫々出銀被成御頼候処、折悪敷御領分田方早立強、類外之凶作、下方一統難渋之折柄故、当年之儀者用捨被 仰付、猶又御城下小前之者共、当春以来心掛ケ候而日掛等いたし、少々上納奇特之義 思召候、然ル処右御用捨ニ付是迄上納之儀者追而御下ケ被成候間、其旨相心得可申候、且寺院より献納之儀者前断之詔ニ付、当年ハ御受納難被成候間、右之趣、支配方へ可被相触候、以上

十月

意訳すると、

「一、同日、在町へ兼ねてお頼み申し付けるところ、作物は不熟でみな難渋していることについて、当年上納を御容赦なされることについて、左の通り触れます様、書付を町郡奉行へ渡します。

家計を支えることにつき、五カ年の間、それぞれ出銀を成し渡すことを頼んだところ、おり悪く御領分田の早立が強_く、類ない凶作で、民がみな難渋している状況であるため、当年のことは容赦を仰せ付けられました。また、御城下小前の者たちは、今年の春以来心掛けまして日掛などを致し、少々上納しましたことは奇特のことだとお考えになつております。そうしているところ、右の御容赦につき、これまで上納したことについては、おつてお下げなさりますので、その旨心得るよう申しておきます。かつ、寺院よりの献納については、前に断つた理由につき、当年は御受領が難しくなりますので、右の様子を支配方へ触れなさい。以上

十月

となる。

当時の藩財政は苦しいものだったのか、この上納銀は領主の領民への負債である。この上納銀もこの年は中止になっていることが分かる。

3、飢飯料

次の史料からは、飢飯料についてのことを知ることができる。

【史料5】⁽²⁾

一、同日、上村組古国府組当夏作不熟之上、秋作迄凶作ニ付、極々之窮民多ニ付、諸方互托鉢ニ罷出候得共、何方茂同様之儀ニ付、相及丈者村方養ニ可仕、併追々人数相増、一村限り難及候筋ハ飢飯料御願可申上候、右ニ付而寺院坊社并諸勸進、押

付、相及丈者村方養ニ可仕、併追々人数相増、一村限り難及候筋ハ飢飯料御願可申上候、右ニ付而寺院坊社并諸勸進、押売商人一切物乞貫之類、村方江札是迄案内指出来候寺院迄指込申度奉願上旨、庄屋共一紙書付、赤石武右衛門差出候付、願之通奇特之段申渡之

意訳すると、

「一、同日、上村組古国府組、今年の夏の作物は不熟の上、秋の作物まで凶作であるのにつき、極めて窮民が多いことにつき、あちこちに托鉢に罷り出でるけれども、どちらも同様のことにつき、なるべくは村方の養いに至るべきである。しかし、だんだん人数が増え、一村だけで及ばなくなった場合は、飢飯料を願ひ申し上げなさい。右について寺院坊社ならびに諸勸進、押し売り商人、すべての物貰いの類は、村方へこれまで案内を出して来ていた寺院まで、お断りしたい（さしこむ戸を閉じて閉じ込める、の意）と願ひ上げているとの旨、庄屋共は一紙書付、赤石武右衛門に差出すことにつき、願ひの通り奇特の段を申し渡します。」

これは、「飢飯料」についての触書である。藩は窮民の多い上村組古国府組の村人に、まず第一に村内の相互扶助を呼びかけている。その上で生活が難しい者は「飢飯料」を申し出るよう、という触書である。これは「夫食」ではないかと思われる。藩が生活困難になった村人に、食糧とする米穀を与えるものである。

以上の三つの触書からは、年貢減免のことは分からないが、藩の対応に積極的な対応が見られないことが分かる。これは次節の有徳者による救済にもかかわる。

第三節 有徳者による救済

第二節では風水害の藩による対応について論じてきた。それに対して次の史料では、在地の有徳者による救済のようすがわかる。

【史料6】⁽¹³⁾

一、同日蛇口村大庄屋江左之通賞美申渡之

覚

蛇口村大庄屋

三重野五兵衛

其方儀、当年一統凶作有之、雲取村之儀者極々不熟ニ而難渋之趣相聞、穀類頼母子仕立、初座差遣、且飯米等世話いたし候段、相聞候、奇特之至ニ候、依之賞美申付候、以上

十月

意訳すると、

「一、同日、蛇口村大庄屋へ左の通り賞美を申し渡す

覚

蛇口村大庄屋

三重野五兵衛

その方について、当年はみな凶作でありました。雲取村については、非常に不熟で難渋している様子を聞き、穀頼母子を仕立て、初座を差し遣わし、かつ、飯米等を世話致した次第を聞きました。奇特の至りで御座います。よって賞美を申し上げます。以上」

となる。

【史料3】の触書にあった様に、実際に賞美が送られていることが分かる。凶作の最も酷かった蛇口村の大庄屋で、穀頼母子の初座をしたこと、困窮したものに飯米を世話したことの二点についてのことである。藩が褒賞している。しかし、本当に賞美だけで、褒美などは無いようである。

第二章安政地震と藩の被害

第一節 安政地震と被害

安政地震とは、安政年間に起こった地震三つの地震を指す。安政元年十一月四日の安政東海地震、同年十一月五日の安政南海地震、翌安政二年十月二日の江戸地震の三つである。通常は江戸地震を指すことが多いのだが、ここでは二番目の安政南海地震を指すことにする。

安政元年（一八五四）十一月五日午後四時ごろに南海道沖の海域にマグニチュード八、四の安政南海地震が発生した。家屋倒壊地域は中部、近畿、四国、九州に及び、津波の被害は紀伊から九州に及んだ。死者は数千人といわれている。この地震は前日の東海地震と並び日本各地に大きな被害を出した。

『大分県史 近世篇Ⅱ』の一〇七ページの表二十九によると「城中過半破潰、御家中町在共大破」とあり、安政南海地震が

表② 地震二付潰家大破小破御救積帳（嘉永7年12月）

職業(石高)	被害	金額(1軒あたり)	人数	合計
二百石以上	潰	3貫	1	3貫
	大破	2貫500	2	5貫
	潰	2貫500	3	7貫500
	大破	2貫	8	16貫
	中破	1貫500	1	1貫500
	小破	750	1	750
百石以上	潰	2貫	1	2貫
	大破	1貫500	12	8貫
	小破	750	9	6貫750
拾人扶持以上	潰	1貫600	8	12貫800
	大破	1貫200	15	18貫
	小破	600	13	7貫800
御給人格	潰	1貫300	2	600
	小破	400	5	2貫
御近習番・御中小姓	潰	1貫100	6	6貫600
	大破	800	26	20貫800
	小破	400	11	4貫400
御代官・御徒	潰	900	8	7貫200
	大破	600	35	21貫
	小破	300	12	3貫600
御目見格	潰	700	7	4貫900
御持	潰	600	3	1貫800
	大破	400	14	5貫600
	小破	200	11	2貫200
定井方	小破	80	2	1貫600
組祓散人・仮小賄	潰	550	1	550
	大破	350	1	350
	小破	200	1	200
町廻り	潰	500	2	1貫
水主	潰	500	26	13貫
町廻り	小破	150	3	450
水主	小破	150	3	450
坊主・倉手代	潰	400	3	1貫200
御普請方	潰	400	5	2貫
坊主・倉手代・ろし・御普請方	大破	270	9	2貫430
坊主・倉手代・御普請方	小破	140	11	1貫540
	小破	130	3	390
川口番	小破	80	1	80
(足輕組1)	(大破)	(欠)	15	(欠)
(足輕組2)	中破	200	12	2貫400
(足輕組3)	小破	160	9	1貫440
合計			321	198貫880

(単位・匁)(単位・人)(単位・匁)

大分県立先哲史料館所蔵 玉置家文書 より作成

※(足輕組1)は前欠。「〆廿人」とあるが15人のみ

表③ 地震潰家大破小破追渡帳（嘉永7年12月）

職業	金額	人数	合計
	500	1	500
	400	1	400
	250	1	250
	300	2	600
	200	5	1貫
御持	130	2	260
■■番・御組	75	2	150
御普請方・組下散人・■■事	70	4	280
中間小頭など	50	5	250
帯刀曲輪など	40	5	200
御駕・御道具・御箱・草り取・御厩・中門	40	20	800
御浜方・御椀方・普請方大工見習	50	6	300
	150	1	150
	500	2	1貫
御組・御旗	75	5	375
中間小頭	50	1	50
合 計		63	6貫565

(単位・匁)(単位・人)(単位・匁)

大分県立先哲史料館所蔵 玉置家文書 より作成

表④

	二百石以上	百石以上	拾人扶持以上	その他	合計	割合
潰	4	1	8	63	76	23.3
大破	10	12	15	105	142	43.6
中破	1	0	0	12	13	4.0
小破	1	9	13	72	95	29.1
合 計	16	22	36	252	326	100.0

(単位・人) (単位・%)

※大破には(足軽組1)の欠損5人分を足してある

府内藩にも大きな被害を及ぼしたことが分かる。この時の状況が分かる史料に「地震二付潰家大破小破御救積帳」と「地震潰家大破小破追渡帳」がある。これを末尾資料編に掲載した。この史料には、府内藩が地震の後に罹災した家臣への救援のための給付金が記載されている。この二つの史料から表②と表③を作成した。まず、表②と表③から分かるように、地震の被害にあった家臣の数は三二一と六三を足して三八四人になる。

『大分県誌 近世篇Ⅱ』の三九ページより府内藩の家臣の数は二七七人であることが確認できる。しかしこの史料は、元文五(一七四〇)年のものであるため、百年以上の誤差がある。この二つの数値から罹災率を求めようとすると、罹災した人数のほうが多くなってしまいうために求めることができない。これは百年の間に、家臣の数が増えたためでないかと考えることが出来る。しかし、そのことを考えても、三八四人という人数は家臣のほとんどを占めるのではないかと予測できる。

次に、罹災した家臣の家屋の損害をまとめると表④となる。それによると、潰と大破と合わせて六六・九%となり家臣の三分の二が住む場所が失う状況になった。これは、直臣の分だけであり、陪臣や町人の被害を合わせると、さらに膨大であったろう。

第二節 藩の対応

藩はそれら罹災家臣に対して二度にわたり救護のための給付金を与えた。表②、③を見れば分かるように、身分と被害に応じて格差で設けている。格差があるのは、身分の高くなるほど屋敷の規模が大きくなるなど、身分によって屋敷の大きさに違いが出てくるからである。【史料7】の記載には「札三貫目」などあり、正銀ではなく藩札を与えられたと分かる。

藩札については、『大分県史 近世篇Ⅱ』に「深刻となった財政難に、藩では宝暦三年幕府に銀札発行の許可を求め、翌四年一分(赤色)・三分(鼠)・五分(浅黄)・一匁(柿)・五匁(黄)・十匁(白)の六種類の銀札通用をはじめ、銀札取り扱いの札場(銀札場)を設置した。」とあり、宝暦四年(一七五四)から藩札の使用が始まったことが分かる。さらに、発行

高が「一分札から十匁札まであわせて一〇万枚」であること、通用期間が「明和三年（一七六六）までの一五年間」であることが分かるが、その後、「明和三年幕府から再度一五年間の銀札通用が許可」され、銀札通用が延期される。銀札は、「正銀錢の不足を補い、かつ藩の手にそれを保持して維持するねらいで発行された」が、「藩財政が苦しくなると正銀の裏付けのない藩札を濫発するよう」になり、天明五年（一七八五）に価値が極端に暴落したために、文政七年（一八二四）には「銀札崩れ」という事件が起こる。藩はこの状況を立て直すために、大坂銀主、特に鴻池伊助に頼るが、「結局天保十年（一八三九）には銀札場は閉鎖に追い込まれ、藩札は事実上紙幣の機能を失う」ことになる。⁽¹⁷⁾その後、天保一三年広瀬久兵衛による藩政改革が行われる。「米・金の出納から銀札場・蒔会所にいたるまで、藩財政のすべてが久兵衛の手に委ねられることになった。」とあり、嘉永四年（一八五一）に「それまで閉鎖していた銀札場を米屋町に新築した（曾根崎家文書）」ことにより、「大坂銀主に頼ることなく、蒔会所の利益を背景に自前で銀札の発行が可能になった」⁽¹⁸⁾。このように、財政難であった府内藩は藩札を立て直すことに成功した。

この地震で府内藩の財政にどのくらいの影響があったのかを調べてみる。表②と表③から府内藩は家臣への扶助だけで、二度にわたって合計二〇五貫四四五匁の金額を使ったことが分かる。

『大分県史 近世篇Ⅱ』より「府内藩の平均年貢収納量は約一万五、六千石台であり、このうち藩の手に残り売り払われるのは、年によって変動はあるもののおよそ六、七千石台とみられる。天明七年（一七八七）は米七五九八石余を地元・大坂・瀬戸内地方に売却している（府内藩日記）。売却代金は五〇五貫余、別に、大豆分四〇七石余として三四貫余がある。」⁽¹⁹⁾とある。時代は違うが、府内藩の手に残る金額を五〇五貫余と三四貫余を足した約五四〇貫が狭義の藩政のおおよその規模とみなすことができる。とすれば、地震給付金は藩財政の約三八％を占めたことになる。この出費は府内藩にとってはかなりの出費といえる。地震の被害は、町家にもおよび、商業への影響も考えられる。数字よりかなり大きな影響があったと思われる。

終わりに

ここまで本稿は、近世府内藩の災害復興対策について論じてきた。

第一章では、府内藩で最も多く起きている災害である風水害について、「府内藩記録」をもとに考えてきた。【史料1】、【史料2】から天保七年に起こった風雨洪水は、七月七日のものが最も酷いものであったこと、田畑高に藩領地では約七二・八パーセント、分知では約四二・〇パーセントが損毛したことが分かった。

それに対して【史料3】、【史料4】、【史料5】、【史料6】の触書からはそれに対する藩や民間の対応を知ることが出来た。藩の対応としては、売買についての規制、飢飯料、五カ年の出金を取りやめるという三点があったが、年貢減免についてのことは分からなかった。しかし、それ以外の藩の対応は主に民間の相互扶助に頼るといえるものが大きかったようだ。触書に、民間のうちで助けあうように呼びかける内容のものが多く見られたことや、窮民の世話をしたことで賞美を与えられたことなどから、在地の有力者に依存する面が大きかったことが分かった。

第二章では、大地震の被害と対策について、「玉置家文書」から考察してきた。安政元年（一八五四）十一月五日に起こった安政南海地震は、前日の東海地震と並び日本各地に家屋倒壊や津波など大きな被害を出した。史料からは、府内藩のほとんどの家臣が住む場所を失うような被害にあったのではないかと、ということが考えられた。この被害に対し府内藩では、身分や損害の程度別に、罹災した家臣に対して地震給付金を払っている。この地震給付金は藩財政の三分の一を占めるのではないかと、この考えから、藩にはかなりの出費になったのだろうということが分かった。この史料からは家臣の被害だけしか分からない。これに町民や村民の被害を加えるとかんがりの出費になったのではないかと考えられた。

このようなことが今までの史料の中から分かった。しかし、風水害では売買についての規制、飢飯料、五カ年の出金を取りやめることの三点以外にどのような対応が行われたのかは分からなかった。また、安政地震については民間の被害の様子や藩

から給金などのものがあつたのかどうかは分からない。

最後に、ここまでの考察で、風水害と地震の府内藩の対策について、さまざまなことを知ることが出来た。当時の府内藩はかなりの借金があつたようだが、災害に対してはそれぞれ復興対策が行われていたということが分かった。

補注

- (1) 『藩史大辞典』(第七卷 九州編) 木村礎ほか編、雄山閣出版、一九八八年七月発行。四〇四ページ。
- (2) 大分県立先哲史料館所蔵。
- (3) 大分県総務部総務課編集、大分県発行、昭和六十年三月三十一日発行。
- (4) 大分県立先哲資料館所蔵、「府内藩記録」甲300番。
- (5) 『角川日本史辞典』朝野直弘ほか編、角川書店出版、一九九六年十一月二十日初版発行。九三四ページ。
- (6) 『藩史大辞典』四〇四ページ。
- (7) 「府内藩記録」甲300番。
- (8) 同前。
- (9) 『大分県史 近世篇Ⅱ』四四〇四八ページ。
- (10) 『角川日本史辞典』六七二ページ。
- (11) 「府内藩記録」甲300番。
- (12) 同前。
- (13) 同前。
- (14) 『日本史大辞典』(全七巻) 下中弘編、平凡社出版、一九九二年十一月十八日初版第一刷。第一巻二〇九ページ。
- (15) 大分県立先哲史料館所蔵、「玉置家文書」。
- (16) 同前。
- (17) 『大分県史 近世篇Ⅱ』六六、六七、一一九、一三二ページ。
- (18) 『大分県史 近世篇Ⅱ』二二六、一四〇ページ。
- (19) 『大分県史 近世篇Ⅱ』六五ページ。

【史料7】

嘉永七年
地震ニ付潰家大破小破御救積帳
寅十二月

一、札式貫目宛

戸田三之丞

喜兵衛代印

津久井嘉助

岡本外記

山田武助

岩下丹外

吉田定

落合謙太

新太郎代

次藤兔毛

八人

中破

十六貫目

一、札式貫五百目

手嶋大記

河辺六郎左衛門代印

小破

(ママ)

一、札七百五拾目宛

木村寿馬

佐藤大助代印

太田忠右衛門

吉原貞藏代印

玉置内記

太田相馬

吉原貞藏代印

潰

一、札三貫目

大破

一、札式貫五百目宛

増沢庇之丞殿

岡本主米殿

樋口正作殿

五貫文

潰

一、札式貫五百目宛

太田忠右衛門

吉原貞藏代印

玉置内記

太田相馬

吉原貞藏代印

大破

七貫五百目

右式百石以上之分

潰

一、札式貫目

赤石武右衛門印

大破

一、札式貫五百目宛

木戸孫九郎

啓之助代
印

増田茂太夫印

岩瀬八右衛門印

木戸庄三郎印

高橋丈右衛門印

上原次郎右衛門印

石川市郎兵衛印

中山弥一右衛門印

河合祐次郎印

永井東助

重兵衛代
印

吉松清太夫印

垣本寛右衛門印

十二人

小破

ノ拾八貫目

一、札七百五拾目宛

佐藤理右衛門印

潰

一、札式貫六百目宛

ノ六貫七百五拾目宛

右百石以上之分

上原庄右衛門印

吉田東磨印

太田八百右衛門印

太田登印

矢嶋嘉次馬印

杵浦茂右衛門印

桑原右内

兵衛
印

神波兵輔印

九人

岩野市弥太印

中村忠助印

樋口彦右衛門印

藤田平治兵衛印

喜兵衛代
印

清介
印

阿部六郎兵衛印

堀惣庵

休判

佐藤清庵

新太郎代

小川春陸

八人

拾貳貫八百目

大破

一、札壹貫貳百目宛

(貼紙・下不可見)

「森下喜兵衛」

神屋武右衛門

片野源八

大西小三郎

神屋嘉一郎

岡本盛藏

芝岡勘兵衛

藤田広平

田村彦弥

阿部平助

後藤善八郎

片桐本右衛門

武田東

大城道哲

田吹寿庵

拾八貫目

十五人

小破

一、札六百目宛

樋口權右衛門

岡本孫次郎

森孫兵衛

田中勘兵衛

中村段右衛門

庄右衛門代

岡本伊右衛門

是永平内

渡辺物右衛門

置田新太郎

清田庄九郎

惣兵衛

中尾弥兵衛

新太郎

守田正賢

(貼紙)

竹田定藏

七貫八百目 (貼紙)

丹作代 十三人

(貼紙下)

○ 淨安寺 福寿院

右拾人扶持以上之分

潰

一、札老貫三百目宛

守田 段治 岩下与兵衛 啓之助代印

武貫六百宛

小破

一、札四百目宛

生嶋六右衛門 啓之助代印

益田 松門 大助代印

渕野源右衛門 大助代印

二貫宛 右御給人格之分

岡本武衛 竹内忠藏

潰

一、札老貫百目宛

御近習番 御中小姓

近藤才右衛門 竹内量平

(貼紙)

馬場源太郎 小畑清右衛門 片桐戸弥太 安東芳庵

六人

六貫六百宛

大破

一、札八百目宛

御近習番 御中小姓

柴田作右衛門門
 田辺段右衛門門
啓之助
 井川伊助門
 田中甲右衛門門
 渡辺瀧右衛門門
 佐藤七郎門
 有賀沢右衛門門
 矢野善右衛門門
 隅牧右衛門門
 淵龍助門
 村田伝八郎門
 菅野善右衛門門
啓之助
 平野弥兵衛門
 牧仙助門
 木本弥五郎
田中兵衛代
 田中啓之助門
 佐藤大助門
 宇佐美九兵衛門
 本松仁兵衛門

□貳貫八百匁
 (2)

小破
 一、札四百目宛

村上出右衛門門
 西川道閑門
休林代
 木渡隆藏門
 榊喜兵衛門
啓之助
 婦山才八郎門
 古橋昌平門
 平野■藏門
 廿六人

(御近習番)
 御中(小姓)

岩下曾平門
 菅野太右衛門門
 丸山文平門
 玉道清助門
啓之助
 藤林友三郎門

四貫四百匁

一、札九百目宛

御代官より御徒迄

- 小倉 休 朴 印
- 河野 瀧 平 印
- 春山 儀 平 治 印
- 萬藏 印
- 權藤 駒 三 郎 印
- 葛城 羽 右 衛 門 印
- 大助 印
- 安部 玄 甫 印
- 林 朴 印
- 十一人
- 渡辺 与 平 治 印
- 野崎 猪 八 郎 印
- 実藏 代 印
- 高橋 北 右 衛 門 印
- 昇 六 代 印
- 大野 竹 之 助 印
- 堀 益 藏 印
- 出 右 衛 門 代 印

七貫貳百匁

大破

一、札六百目宛

右同断

- 長嶋 太 兵 衛 印
- 七藏 司 郡 平 印
- 相嶋 久 兵 衛 印
- 八人
- 福田 村 右 衛 門 印
- 山川 又 右 衛 門 印
- 是 永 又 右 衛 門 印
- 広 田 仙 平 印
- 大助 代 印
- 佐 藤 戸 平 印
- 藏 代 印
- 神 戸 関 右 衛 門 印
- 大 塚 友 右 衛 門 印
- 川 辺 叅 右 衛 門 印
- 若 林 斎 右 衛 門 印
- 実藏 代 印
- 田 崎 甚 兵 衛 印

多賀次太夫印
 油布濟右衛門印
 衛藤定右衛門印
 岩尾重平印
 宗敬右衛門印
 相川波之助印
堀右衛門
 牧昇録印
 小野代右衛門印
實藏代印
 伊藤記右衛門印
實藏代印
 山本敬右衛門印
實藏代印
 日野繁右衛門印
大助代印
 永野繁平印
大助代印
 村田梶右衛門印
 田口宇右衛門印
 矢野文藏印
茂右衛門

小破
一、札三百目宛

式十一貫匁

御目付より御徒士迄
 蜂須賀倉右衛門印
 中村雄藏印
 多賀才兵衛印
 中尾三太夫印
 末光玄太夫印
 佐藤馬之助印
茂右衛門代印
 太田玄藏印
昇六代印
 二宮條右衛門印
 碓井己之助印
 和田茂次右衛門印
三十五人
 佐藤猪右衛門印
 中山登印
 松村恵兵衛印
昇六代印
 荒木権右衛門印

啓之助代

吉原又右衛門 印

秦 木曾右衛門 印

重平代印

秦 市右衛門 印

久兵衛代印

二宮 清三郎 印

作之助代印

馬見塚仁兵衛 印

数藏代印

安部惣右衛門 印

秋江九右衛門 印

啓之助代

高畑判右衛門 印

与惣次代印

十式人

三貫六百匁

(一丁空白)

潰

一、札七百目宛

御目見格

一丸和田右衛門

瀧右衛門代印 印

菊池増右衛門

太郎右衛門代印 印

安信喜兵衛 印

安本半七 印

須藤嘉兵衛 印

木崎庄太夫 印

永野多賀右衛門 印

七人

此取四貫九百匁

潰

一、札六百目宛

御持

豊原寿三郎

小野市郎右衛門

一丸勝之助

安信喜兵衛 印

三人

老貫八百目

大破

一、札四百目宛

御持

川崎大助
堀田孫市
平松治右衛門
宮辺清七
山崎俊蔵
佐藤喜三郎
小野彦蔵
恵良才之助
佐藤八太郎
堤壽市
佐藤武八
植木十助
尾木良右衛門
後藤龜右衛門

拾四人
五貫六百目

安信喜兵衛[㊦]

小破
一、札貳百目宛

山口羽田右衛門
河野角右衛門

安部恵兵衛

宗三郎兵衛

渡辺太郎右衛門

次藤住右衛門

堤喜八郎

奏幸右衛門

和田辰右衛門

牧丑右衛門

佐藤勝蔵

貳貫貳百目

太郎右衛門代印[㊦]

小破

一、札八拾目宛

定井方

定七

同

半太夫

三百六拾匁

沢右衛門[㊦]

潰
一、札五百五拾目
組祓散人

一、札五百目宛	壹貫目	貳人	一、札五百目宛	(後空白、改丁)	一、札貳百目	小破	一、札三百五拾目	大破
水主	東	円	町廻り 瀬	寿	假小朝	門	組被散人	与
	磨		太	平		右衛門	兵衛	兵衛
	代	助	夫	平		門		

七 八 九 太 茂 六 曾 弥 管 覺 平 弥 清 梶 九 市 十 十 平 伊 伊 平
 右 右 郎 兵 兵 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右
 衛 衛 兵 兵 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 三
 門 門 衛 衛 衛 門 門 次 門 衛 門 門 郎 門 門 門 門 衛 門 門 門 門 作 郎

拾三貫目
廿六人

久右衛門
伊平次
沢右衛門
又市

七右衛門代

(足輕數名貼紙抹消)

小破

一、札百五拾匁ツ、町廻り

久米右衛門
丈助
利平次

三人
四百五拾匁

東磨代

同
一、札百五拾匁ツ、水主

宇兵衛
安太夫

三人
四百五拾匁
(ママ)
廿七人

九兵衛

七右衛門代印

潰
一、札四百目宛

坊主

一茶
嘉悦

村右衛門代印

老實貳百匁

倉手代
忠兵衛
直渡

一、札四百目宛

御普請方

五郎右衛門
浦右衛門
与右衛門
類右衛門
駒右衛門

五人
貳貫目

八人

太郎右衛門代印

大破

一、札二百七拾目宛

坊主泉

哥

哥

仙

村右衛門代印

倉手代

伝

兵衛

ろし

同方

儀

右衛門
右衛門

菅野右衛門代印

御普請方

政

兵衛

宇

兵衛

巳

作

儀

太郎右衛門代印

九人

貳貫四百三拾匁

小破

一、札百四拾目宛

倉手代

孫十郎

友右衛門

八右衛門

(印ナシママ)

伝右衛門代印

御普請方

兵右衛門

次兵衛

登吉

松助

嘉作

幸治

坊主

太郎右衛門代印

古哉

呼参

村右衛門代印

拾老人

壹貫五百四十匁

一、札百三拾目宛

三百九拾匁

一、札八拾匁宛

半 右 衛 門 七
專 右 衛 門 七
刀 藏

新八郎代
⑩

川口番

老人

七右衛門
⑩

合式百拾貳貫三百目
(改丁)

透 右 衛 門
由 右 衛 門
国 吉 藏
権 太 夫
門 右 衛 門
定 右 衛 門
藤 九 郎
茂 兵 衛

中破
一、貳百匁ツ、

廿人

杖 右 衛 門
左 兵 衛 門
弥 太 夫
五 郎 兵 衛
熊 吉 藏
梅 太 郎
御はた
庄 藏

野 次 右 衛 門
浅 太 郎
桃 兵 衛 門
梅 右 衛 門
■ 右 衛 門
武 兵 衛 門
為 藏
柳 右 衛 門
和 平 次
堅 平 次
弘 右 衛 門

ノ拾貳人

御はた
久右衛門

小破
一、百六拾匁ツ、

ノ九人

牧	喜	御はた	七	往	太	太	嘉	彦	寛	清
覚	兵		次	右	兵	次	兵	三		
兵	衛		郎	衛	衛	右	衛	郎	蔵	吉
衛				門	門	衛	門			

合拾四貫五拾匁

了

【史料8】

嘉永七甲寅年

地震潰家大破小破追渡帳

十二月

一、札七拾五匁宛 ■■番

御組

小次右衛門 ㊦

兵 内 ㊦

一、札七拾匁宛

一、札七拾匁宛

御普請方

助 五 郎 ㊦

組下散人

幾 太 郎 ㊦

■■■事

丑 五 郎 ㊦

御普請方

平 右 衛 門 ㊦

一、札百八十匁

一、札五拾匁宛

中間小頭

栄 右 衛 門 ㊦

熊 吉 ㊦

(貼紙抹消)

喜 惣 次 ㊦

中嶋御茶屋番

喜 惣 次 ㊦

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

一、札七拾五匁宛

一、札百六拾匁

判 四郎太夫 ㊦

太 田 又 藏 ㊦

大 渡 周 作 ㊦

淨 安 寺 ㊦

福 寿 院 ㊦

野 崎 権 右 衛 門 ㊦

和 田 陸 右 衛 門 ㊦

吉 田 次 右 衛 門 ㊦

後 藤 ■■ 衛 ㊦

村 田 益 右 衛 門

小 野 清 兵 衛 ㊦

佐 藤 末 吉 ㊦

一、札百三拾目宛

御持

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

一、札百三拾目宛

松葉山

太作印

春日同

太吉印

三百目

一、札四拾目宛

外三口■左衛門

庄吉印

帶刀曲輪

安右衛門印

同

留平印

同

小右衛門印

同

伊■印

式百匁

一、札四拾目宛

御駕

谷右衛門

■右衛門

為右衛門

里右衛門

御道具

例右衛門

同

作右衛門

御箱

喜平

逸平

仲平

草り取

栄助

御廐

国吉印

新作印

八平印

中門

七人印

廿人

一、札五拾目宛

御浜方

友吉印

同

代吉印

同

御腕方 安 吉印

御旗

重 蔵

同 伊 平印

三百七十五匁

安井平兵衛印

普請方大工見習 清 作印

一、札五拾目 中間小頭

宇 作印

三百匁

六貫四百拾五匁

一、札百五拾目 村田萬右衛門印
一、札五百目宛 小野昌庵印
神屋三省印

三匁 惣合貳百三拾貳貫七百六拾五匁

老貫匁

外

合五貫九百九拾目

一、五百疋

谷口惣助

一、札七拾五匁宛 御組 友右衛門

一、三分二朱

松尾元兵衛

同 平三郎

一、六百目

和田陸右衛門

同 森八

内貳百目役屋敷分先渡
四百目依願自毛被下

吉田治右衛門印

同 奥太郎

一、右同断

後藤郡兵衛印

一、四百目
内貳百目役屋敷分先渡

式百目自毛引移相成候へ共、下方より修覆料有之ニ付如此被下

ノ老貫三百七拾四匁

全合

式百三拾四貫百三拾九匁

此外

五百兩 江戸御家中御心附

但地震無之候得共、

御趣意有之、如此被下相成

本稿は平成十七年度別府大学で作成した卒業論文です。本稿作成にあたり、大分県先哲史料館の方にて大変お世話になりました。ここで感謝の意を伝えたいと思います。ありがとうございました。